

柏市障害福祉サービス施設等改造等補助金交付要綱

制定 平成 1 5 年 4 月 1 日

施行 平成 1 5 年 4 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、重度障害者等を受け入れる施設の新設や増員のための改造を行う障害福祉サービス事業所に対し、障害福祉サービス施設等改造等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害福祉サービス事業所 法第 5 条に規定する事業所であって、生活介護、短期入所及び共同生活援助に係るものをいう。
- (3) 障害支援区分 法第 4 条第 4 項に規定する「障害支援区分」をいう。
- (4) 生活介護 法第 5 条第 7 項に規定する「生活介護」をいう。
- (5) 短期入所 法第 5 条第 8 項に規定する「短期入所」をいう。
- (6) 共同生活援助 法第 5 条第 1 7 項に規定する「共同生活援助」をいう。

(対象法人)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 現に柏市内において、障害福祉サービス事業所を設置している社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定す

る社会福祉法人

(2) 現に柏市内において、障害福祉サービス事業所を設置している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(3) その他市長が認めるもの

（対象施設）

第4条 補助金交付の対象とする施設は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 「生活介護」、「短期入所」及び「共同生活援助」のいずれかの障害福祉サービスを提供する施設であること。

(2) 対象施設の定員数のうち、次のいずれかに掲げる者が半数以上を占めること。

ア 身体障害者手帳2級以上の利用者

イ 精神障害者手帳1級以上の利用者

ウ 療育手帳A-2以上の利用者

エ 障害支援区分4以上の利用者

オ 強度行動障害者の利用者

カ 医療的ケアを必要とする利用者

（対象経費及び補助額）

第5条 補助金交付の対象とする経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（申請書添付書類）

第6条 規則に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施設改造等の箇所に係る当該施設改造等の前の写真

(2) 施設改造等に係る建物の登記事項関係書類

(3) 施設改造等に係る資金計画書

(4) 施設改造等に係る建物の当該施設改造等前の図面及び当該施設改造等後の図面（縮尺のあるものに限る。）

(5) 施設改造等を行うことについて法人理事会等が行った承認等に係る会議録

(6) 3者以上の者から徴取した施設改造等に係る工事請負契約に係る見積書

- (7) 施設改造等に係る設計の内訳
- (8) 施設改造等に係る工事の領収書の写し
- (9) 施設改造等の箇所に係る当該施設改造等の後の写真
- (10) 施設改造等に係る工事請負契約書
- (11) その他，状況に応じて必要とされる書類

2 市長は，前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
(事前協議)

第7条 補助を受けようとする前年度に「事業実施予定調査」を柏市長あてに提出したうえで，事前協議を受けることとする。ただし，事前協議において補助要件を満たさないことが判明した場合は，補助金の交付対象外とする。

(交付条件の維持期間)

第8条 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は，補助金の交付を受けて行った施設改造等に係る障害福祉サービス事業所の運営を，10年以上，行うこととする。

(その他)

第9条 補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過するまでは，同一の施設に係る施設改造等については，対象事業としない。

2 補助金の交付の決定を受けた日から起算して10年を経過するまでは，補助金の交付を受けた同一の法人に係る施設改造等については，対象法人としない。

(標準処理期間)

第10条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，30日とする。

(概算払)

第11条 市長は，必要があると認めるときは，補助金を概算払により交付することがある。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成15年4月1日から施行する。

附 則〔題名改正〕

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の柏市心身障害者居宅支援施設改造等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金は、改正後の柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(柏市知的障害者生活ホーム整備費補助金交付要綱の廃止)

- 2 柏市知的障害者生活ホーム整備費補助金交付要綱（平成3年10月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に改正前の柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱又は柏市知的障害者生活ホーム整備費補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金は、改正後の柏市障害福祉サービス施設改造等補助金交付要綱に基づき交付を受けた補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則〔題名改正〕

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 9 日より施行し、令和 4 年 9 月 2 2 日から遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 （第 5 条）

整備内容	対象経費	補助額
新設	対象施設の建設に係る 工事費，設備費及び工事 事務費を対象とする。	定員 1 人あたり 1 0 0 万円×定員数 但し， 2， 0 0 0 万 円を上限とする。
既存施設の改造 （定員数の増 員）	対象施設の建設に係る 工事費，設備費及び工事 事務費を対象とする。	増員となる定員 1 人あたり 1 0 0 万円 ×増員数 但し， 5 0 0 万円を 上限とする。